

部員の憲章違反行為に対する 「注意・嚴重注意」・「処分」及び「付随的指導」の運用内規

部員の憲章違反行為(20歳未満の部員の飲酒行為、他の部員に対する暴力・いじめ行為等)に対する「注意・嚴重注意」・「処分」及び「付随的指導」の運用の実情と、改定後の運用案は、以下の表のとおりです。

表1 部員の憲章違反行為に対する「注意・嚴重注意」、「処分」及び「付随的指導」の運用の現状と改定案

現在の運用		改定案		
関連性	措置	関連性	学校の相当な措置/ 関連性の程度	措置
ない また は 低い	(1)「野球部」に対する注意・嚴重注意 (2)「野球部」に対する付随的指導(第26条) 付随的指導の内容⇒憲章違反行為を行った当該部員を一定期間または特定の公式試合・大会に出場させない	⇒ また は 低い	当該校が当該違反行為を行った部員に対する必要な措置をした場合(注参照)	(ア) 当該校の措置に追加して競技団体としての措置は講じない⇒「不措置決定」(「注意・嚴重注意及び処分申請等に関する規則」第18条) ⇒(イ)との異同:「不措置決定」ではあるが、学校の自主的な措置により(イ)の結果となる。
			当該校が当該違反行為を行った部員への措置をしない場合または学校の措置があるべきと考えられる学生野球団体の措置よりも軽い場合	(イ) (1)当該違反行為を行った部員に対する注意・嚴重注意 (2)同部員に対する付随的指導・措置(第26条) 付随的指導・措置の内容⇒一定期間または特定の大会への選手登録資格の喪失(第26条)
中 ・ 高い	「野球部」に対する対外試合禁止の処分(第27条) ⇒当該野球部員全員が対外試合に参加できない。	⇒ 高い	「野球部」に対しての注意・嚴重注意を相当とする場合(関連性中)	(ウ) (1)上記(ア)または(イ)の措置 (2)「野球部」に対する注意・嚴重注意(第26条) ⇒(エ)との異同:当該校が必要な措置を講じた部員《(ア)の場合》と「注意・嚴重注意」を受けた部員《(イ)の場合》を除く部員は大会に出場可能
			「野球部」に対しての処分を相当とする場合(関連性高)	(エ) 「野球部」に対する対外試合禁止の処分(第27条)

注 当該校が当該違反行為を行った部員に対する必要な措置をした場合⇒当該校が当該違反行為を行った部員に対して、学生野球団体の措置前に、学校内の措置として、学生野球団体が求める一定期間公式試合・大会に出場できない措置に相当する措置あるいはこれより厳しい措置を講じている場合

注 関連性⇒「野球部」と違反行為との関連性。「野球部」に対する制裁の必要性の視点(憲章違反行為者である部員のみならず、部員全員が対外試合を不可とする処分を相当とするか否かの視点。判断基準は「部員の憲章違反行為と野球部への措置の運用内規」で示す。)

1 部員の憲章違反行為に対する「注意・嚴重注意」・「処分」及び「付随的指導」の運用の改定理由

(1) 現在の運用の実情

- 1 憲章は「学生野球の基本原理」の一つとして、「学生野球は、法令を遵守し、健全な社会規範を尊重する。」(第2条第3号)と定めているため、
 - (1) 法令、すなわち、「法律、法律に基づく命令、条例及び地方公共団体の執行機関の規則」*1
 - (2) 健全な社会規範、
に違反する行為は、
 - ① 法令が定めている制裁、
 - ② 部員が所属する学校における法令違反に対する生徒学生に対する必要な措置、
 - ③ 法令違反を憲章違反行為として、憲章上の制裁、
が重疊的に科される場合があります。
- 2 現在は、憲章違反行為に対しては、「指導者、審判員、学生野球団体の役職員」については、当該違反行為者に対する「処分」が科される、あるいは、「注意・嚴重注意」の措置がとられています。
- 3 部員については、前項とは異なる運用となっており、①違反行為に関与した部員の人数、②違反行為の場所等の点から、2 つにわけて、下記「表 2 現在の部員の憲章違反行為に対する対応」のとおり運用されております。

*1 法令の定義は、行政手続法第2条第1号によります。

表2 現在の部員の憲章違反行為に対する対応

場面	措置
野球部としての違反行為ではなく、部員の違反行為として評価する場合	①憲章第26条に基づき、野球部に対する注意・厳重注意(第1項)とする。 ②「注意・厳重注意」に付随する指導(第4項)として、当該校野球部に対して、野球部が当該違反行為に関与した部員を一定期間又は特定の公式試合・大会に出場させない措置を講じることを求める。
野球部としての違反行為と評価する場合	野球部に対する憲章第27条に基づき、一定期間の対外試合禁止の処分。

注)公式試合・大会とは、学生野球団体が主催する試合・大会である。対外試合は、公式試合・大会に加えて、練習試合を含む。

(2) 表 1(ア)の運用を提案する理由

ア 表 1(ア)の運用

表 1(ア)の運用とは、

- (1) 当該校が、当該違反をした部員に対して、一定期間または特定の公式試合・大会に出場できない措置を講じ、その内容が全日本大学野球連盟及び日本高等学校野球連盟が予定している措置と同等あるいはこれより重い場合には、
- (2) 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟は、「不措置決定」(「注意・厳重注意及び処分申請等に関する規則」第 18 条)をし、当該校の措置に追加した措置は講じないという運用です。

イ 問題点の指摘

- 1 部員の憲章違反行為であって、「野球部」に対して対外試合禁止の処分を科さない場合には、
 - ① 全日本大学野球連盟及び日本高等学校野球連盟が、当該部員が所属する野球部に対して「注意・厳重注意」をし(憲章第 26 条第 1 項)、
 - ② 「野球部」に対する「付随的指導」(憲章第 26 条第 4 項)として、「野球部」が憲章違反

行為者である部員を一定期間または特定の公式試合・大会に出場できない措置を講じることを指導する、

とするのが現在の運用です。上記表 2 のとおりです。

2 「注意・嚴重注意」の措置に先行して、部員の所属校が、学校内の措置として、当該部員に対して、一定期間または特定の公式試合・大会に出場できない措置、あるいは、これより厳しい措置を講じている場合は少なくありません。

3 現在は、前項の当該校の措置の有無を問わず、第 1 項の措置を行っています。

現在の運用は、当該校が前項の措置を既に履行しているにもかかわらず、さらに、「付随的指導」として当該校に対して前項の措置を求めることになり、「屋上屋を架す」措置ではないかという問題が指摘されています。

ウ 改善の方向性

1 「注意・嚴重注意及び処分申請等に関する規則」第 18 条は、「審議委員会は、注意・嚴重注意をすることを相当とせず、かつ、処分を相当としない場合」については、「措置をしない決定」ができるとしています。

「不措置」決定を行えるとしているのは、事情により、憲章違反行為であっても「不措置」とすることを相当とする場合があることを前提としています。

憲章違反行為をした当該部員の所属校が、学校内の措置として、部員に対して一定期間または特定の公式試合・大会に出場できない措置あるいはこれより厳しい措置を講じている場合には、「不措置決定」としても不合理な結果とはなりません。

2 しかしながら、現在の運用がなされている理由は、

(1) 憲章違反をした部員に対しては、一定期間または特定の公式試合・大会に出場できない措置を講じることが相当であるとの価値判断があり、

(2) 当該校の措置に委ねた場合には、次の 2 つの懸念があるというのが理由です。

ア 憲章違反行為をした当該部員に対する所属校の措置が、学校間で一致していないため、所属校の措置に委ねた場合に、当該校の措置が、全日本大学野球連盟及

び日本高等学校野球連盟が「付随的指導」として予定していた一定期間または特定の公式試合・大会に出場できない措置よりも軽い場合が生じ、日本学生野球憲章を遵守するための措置として不十分となる場合が予想されます。

イ 憲章違反行為をした当該部員に対して、「注意・厳重注意」または「処分」の措置を科すことを前提としないと、当該校が憲章違反行為を把握しても学生野球団体に報告することなく、憲章違反行為が隠蔽される恐れがあります。

3 したがって、前項(2)の 2 つの懸念が解消されれば、当該校が必要な措置を取っているにもかかわらず、「付随的指導」という「屋上屋を架す」措置を講じる必要はなくなります。

前項(2)で懸念されている問題は、次のとおり解決可能です。

(1) 「所属校の措置に委ねた場合に、「付随的指導」として予定していた一定期間または特定の公式試合・大会に出場できない措置よりも軽い場合が生じる懸念」についての解決は次のように可能です。

ア 憲章違反行為をした当該部員の所属校が同部員に対して学校内の措置をとった場合でも、

a 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟が必要と判断した一定期間または特定の公式試合・大会に出場できない措置より軽い場合、

b その他、重ねての「注意・厳重注意」が必要な特段の事情がある場合、は、「注意・厳重注意」とすることを可能とすることで解決できます。

イ すなわち、アの場合には、表 1 の(イ)として「注意・厳重注意」と「付随的指導」が可能です。

(2) 「憲章違反行為をした当該部員に対して、学生野球団体の処分を科すことを前提としないと、憲章違反行為が隠蔽されるという懸念」についての解決は次のような解決が可能です。

ア 「不措置決定」とする場合であっても、部員の憲章違反行為については、加盟校の校長は学生野球団体に対して報告する義務は免除されません(注意・厳重注意及び処分申請等に関する規則]第 6 条第 1 項)。

イ アの報告をしないで隠蔽する行為は、それ自体が、憲章違反行為として「注意・嚴重注意」・「処分」の措置の対象となりますので、隠蔽を抑止できます。

- 4 以上の理由から、学生野球団体が加盟校に対して、部員の憲章違反行為について報告を求める必要性はありますが、当該校が、既に学生野球団体が必要とする措置を先行して履行した場合には、当該校の措置を相当とし、重ねて「注意・嚴重注意」はしないで、「不処置決定」をする対応=(ア)の運用を拡大します。

(ア)の運用を拡大することにより、「屋上屋を架す」との現在の問題点を解決できます。

(3) 表 1(イ)の運用を提案する理由

ア 表 1(イ)の運用

表 1(イ)の運用とは、当該校が当該違反行為した部員に対する必要な措置をしない場合または学校の措置が学生野球団体の措置よりも軽い場合は、全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟が、(1)憲章違反行為をした当該部員に対する注意・嚴重注意をし、(2)一定期間または特定の公式試合・大会の選手登録資格の喪失という当該部員に対する付随的指導(第 26 条第 4 項)*2をするという運用です。

イ 問題点の指摘

- 1 野球部との関連性が希薄な憲章違反行為があり、このような事案については、憲章違反行為の要因を野球部に認めることが困難な場合があります。自宅における 20 歳未満の部員の飲酒行為や同一学級の生徒間におけるいじめ行為の加害者がたまたま部員であった場合等です。

このような事案については、「表 2 現在の部員の憲章違反行為に対する対応」の下段の取り扱い、すなわち、

- ① 憲章第 26 条に基づき、**野球部**に対する注意・嚴重注意(第 1 項)とし、

*2 憲章改定案では、「指導」を「指導・措置」に改定する提案をしております。説明の便宜上、本内規案では、時期を問わず「指導」の表記としています。

② 付随的指導(第 4 項)として、当該違反行為に関与した**部員**を一定期間または特定の公式試合・大会に出場させない措置を当該校**野球部**に求めています。

2 前項の運用は、次の 2 つの問題点があります。

1 つは、野球部に対して部員の憲章違反行為を防止できなかった責任が希薄な場合であっても、なお野球部に対して、「注意・嚴重注意」がなされているという問題です。

2 つは、憲章違反行為をした当該部員に対して、「一定期間または特定の公式試合・大会への出場停止」という不利益を科す措置であるにもかかわらず、

① 野球部に対する「注意・嚴重注意」であるため、

② 当該部員は、「注意・嚴重注意」の対象者ではなく、手続保障がない、という適正手続の上での問題です。

3 前項の②の問題は、「注意・嚴重注意」も「付随的指導」も対象は野球部であるため、当該野球部に対しては、

(1) 「注意・嚴重注意」の対象者として、弁明書の提出の権利(注意・嚴重注意及び処分申請等に関する規則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項)が保障され、

(2) 「注意・嚴重注意」対象者は、憲章第 30 条第 1 項に基づく不服申立が可能である(注意・嚴重注意及び処分申請等に関する規則第 13 条第 2 項)、

という手続が保障されていますので、形式的には手続保障がなされています。

憲章違反行為をした部員は、付随的指導により一定期間または特定の公式試合・大会への出場停止という不利益を受けることとなりますが、「付随的指導」の対象は野球部であるため、当該部員に対しては、前項の手続保障はありません。

形式的には、当該部員の所属する野球部が部員に対して自主的な措置を求めるといふことでありますので、手続保障はされておりますが、実質を見るならば好ましい運用とは言いかねます。

ウ 改善の方向性

1 部員の憲章違反行為が、野球部と関連性が一定程度以上ある場合には、野球部に対

する「注意・厳重注意」の措置、あるいは、対外試合禁止の「処分」を相当とする場合があります。表1の(ウ)または(エ)に該当する場合です。

しかしながら、部員の憲章違反行為が、野球部との関連性が希薄な場合については、

- ① 憲章違反行為をした当該部員に対する憲章に基づく措置は必要ですが、
- ② 当該部員の憲章違反行為との関連性が希薄な野球部に対して、「注意・厳重注意」をする根拠が乏しいものです。

2 野球部に対する憲章に基づく「注意・厳重注意」をする根拠が乏しい事案であっても、野球部に対する「注意・厳重注意」をする運用がなされている背景は、

- ① 憲章違反行為をした当該部員は、一定期間、公式試合・大会に出場させないことを相当とする価値判断があり、
- ② その一方で、「教育的配慮」から、部員に対する「注意・厳重注意」・「処分」及び「付随的指導」の運用を講じることを回避しようとしたことにあります。

すなわち、部員に対する「注意・厳重注意」・「処分」及び「付随的指導」の運用を講じることを回避し、かつ、当該違反行為者たる部員は、「一定期間または特定の公式試合・大会に出場させない」という結果を実現しようとすることを目的としたものです。

これは、現在の運用が右表のとおりであることから明らかです。

表3 部員の憲章違反行為に対する野球部への「注意または厳重注意」件数(令和5年度)

	野球部への注意・厳重注意件数	内部員の公式試合出場を不可とする付随的指導件数
大学	46件	1件
高校	983件	981件

令和5年度は、大学は2023年1月～12月、高校は2023年4月～2024年3月

3 部員の憲章違反行為に対しては、平成22年改正前の憲章においては、日本学生野球協会が、「警告、謹慎または出場禁止の処置」(旧憲章第20条)ができる旨の規定がありましたが、「教育的配慮」を根拠として、部員に対する「警告、謹慎または出場禁止の処置」をしない運用がありました。

- 4 平成 22 年憲章全面改正の際に、
- 部員に対して「処分」ができる規定に加えて、
 - 部員に対する「注意・厳重注意」と「付随的指導」の措置を新たに設けて、「教育的配慮」に考慮した措置を可能としました。
- 5 しかしながら、日本高等学校野球連盟は、平成 22 年憲章全面改正後も、従前の運用を変更しなかったため、
- (1) 部員に対する「注意・厳重注意」とこれに付随する指導」制度は追加的に創設されたものの、
 - (2) 部員に対する「注意・厳重注意」と「付随的指導」制度は発動しない、という対応をしたため、現在のような運用となっているものです。
- 6 部員に対する「注意・厳重注意」と「付随的指導」の措置が、教育上の配慮に欠けなければ、平成 22 年に創設された制度どおりに運用し、現在の運用の問題は回避可能です。すなわち、
- <「**野球部**」に対する「注意・厳重注意」+ 憲章違反行為をした当該**部員**の公式試合・大会出場をさせないという「**野球部**」への付随的指導>という現在の運用を、
 - <憲章違反行為をした当該**部員**に対する「注意・厳重注意」+ 憲章違反行為をした当該**部員**の公式試合・大会出場をさせないという**部員**への付随的指導>という運用に改めることにより解決可能です。
- 7 多くの高校において、法令違反行為あるいは校則違反行為に対して、当該違反行為をした生徒個人に対して制裁あるいは措置が講じられているのは公知の事実であり、学生野球団体が部員個人に対する制裁あるいは措置を一切講じないとする合理的な理由はありません。
- 8 日本高等学校野球連盟が考えている「教育的配慮」とは、学生野球団体が部員に対して憲章上の措置を講じた際に、その措置が公表されることによる弊害を避けたいということとです。

平成 22 年改正前の憲章においては、日本学生野球協会の「警告、謹慎または出場禁

止の処置」(旧憲章第 20 条)は、公表を前提として運用されていました。部員について「警告、謹慎または出場禁止の処置」(旧憲章第 20 条)をすると、この処置が公表され、処置を受けた生徒学生の事案が公表されるため、これを避ける運用となっていたものです。

しかしながら、平成 22 年改正後の憲章は、「注意・厳重注意」の措置を創設し、「注意・厳重注意及び処分申請等に関する規則」第 14 条第 1 項は、

「注意・厳重注意は原則として公表しない。ただし、審議委員会が特段の事情を認め
た場合は注意・厳重注意を公表することができる。」

と定めており、公表しないことを原則としています。

改正後の憲章で創設された「注意・厳重注意」または「付随的指導」については、部員を対象としても公開されないのが原則であり、上記懸念は解消されます。

9 野球部に対する「注意・厳重注意」と「付随的指導」により、憲章違反行為をした当該部員の公式試合・大会出場をさせないという扱いは、全日本大学野球連盟及び日本高等学校野球連盟が行う措置であるため、憲章第 27 条第 1 項が、部員に対する謹慎処分を日本学生野球協会の権限と定めていることとの関係についても検討しました。検討結果は以下のとおりです。

(1) 「付随的指導」により、憲章違反行為をした部員に対して「一定期間または特定の公式試合・大会の選手登録資格の喪失」という措置を講じることは、全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟による、両連盟が主催する試合・大会への選手登録資格の制限となります。

(2) 憲章第 11 条は、

「全日本大学野球連盟及び日本高等学校野球連盟は、本憲章第 2 条に定める基本原理に照らして、主催する試合・大会に関する選手について、選手登録資格を定める。」

と定め、選手登録資格の定めは、全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟の権限としています。

(3) そのため、選手登録資格を定める権限がある全日本大学野球連盟または日本高

等学校野球連盟が、憲章違反行為をした当該部員の公式試合・大会への選手登録資格を喪失させることは、両連盟の権限内の行為です。

- (4) 日本学生野球協会の憲章第 27 条第 1 項に基づく部員に対する謹慎処分(憲章第 28 条第 1 号)は、「野球部活動にかかわることの禁止」であり、この効果は、
- ア 「一定期間または特定の公式試合・大会の選手登録資格の喪失」は含みますが、
 - イ 公式試合でない練習試合への参加もできず、
 - ウ 対外試合のみならず、全ての「野球部」活動への参加も禁じるものであり、公式試合・大会への選手登録資格を喪失させることより重い措置です。
- (5) 「付随的指導」により、一定期間または特定の公式試合・大会への選手登録資格停止の措置を講じることは、現状でも憲章上は許されていると解すべきであるというのが結論ですが、解釈上の疑念を生じさせないために、憲章及び規則の改定がより望ましいため、別途「憲章の一部改定の提案」のとおり改定を提案しております。

(4) 表 1(ウ)の運用を提案する理由

ア 表 1(ウ)の運用

- 1 表 1(ウ)の運用とは、
 - (1) (ア)の運用または(イ)の運用に加えて、
 - (2) 「野球部」に対しての注意・厳重注意を相当とする場合(関連性中程度)には、「野球部」に対する注意・厳重注意(第 26 条)を行うという運用です。
- 2 次の①及び②を除外した他の部員は公式試合・大会に出場可能という点で、(エ)の運用とは異なる点があります。
 - ① 当該校が憲章違反行為をした部員に対して、一定期間あるいは特定の公式試合・大会への出場を禁じるという措置を講じた部員《(ア)の場合》、
 - ② 「注意・厳重注意」及び付随的指導として一定期間あるいは特定の公式試合・大会への出場を禁じるという措置を受けた部員《(イ)の場合》、

イ 問題点の指摘

- 1 部員の憲章違反行為について、野球部との関連性が認められる場合には、野球部に対する対外試合禁止の「処分」をするのが従前の運用でした。
- 2 部員間のいじめ事案等について、野球部に対する対外試合禁止処分を行うことは、
 - (1) いじめ行為をした部員のみならず、いじめ行為に荷担し、あるいは、いじめ行為を認識しながら、これを止めようとしなかった部員が対外試合に出場できないという不利益を受けるのは相当ですが、
 - (2) (1)以外の部員、具体的には、いじめ行為の被害者である部員やいじめ行為と無関係な部員までも対外試合に出場できないという不利益を受ける、こととなります。この措置が相当かという問題があります。これまでも「連帯責任」の問題としてしばしば俎上にあがった問題です。
- 3 事案の内容が、
 - 憲章違反行為に野球部部員の大半が関与した、
 - 憲章違反行為が野球部活動を原因として生じた、等の特段の事由がある場合については、いじめ行為の被害者である部員やいじめ行為と無関係な部員にも不利益が生じて、なお野球部全体に対する制裁が可とする場合は存します。

表 1 の(エ)の場合です。このような場合は、「連帯責任」ではなく、部員の憲章違反行為を防ぐことができなかったという点で、「野球部」自体に、憲章違反行為が認められることが制裁の根拠とされています。
- 4 しかしながら、憲章違反行為が「野球部」との関連性が高いと言えない場合には、いじめ行為の被害者である部員やいじめ行為と無関係な部員にも不利益を与える措置は、不合理的措置となるとの批判は理由があります。
- 5 平成 20 年より前は、一部の部員の憲章違反行為であっても、「野球部」に対する対外試合禁止の措置を講じていました。

しかしながら、平成 20 年の全国高校野球選手権大会直前に、一部の部員による憲章

違反行為があった場合について「野球部」を選手権大会に出場できなくなる措置を講じることが不合理であることが共通認識となり、憲章違反行為をしていない部員を救済する運用が開始されました。具体的には、選手権大会直前の一部の部員による憲章違反行為について、

- ① 「野球部」に対する対外試合禁止を科す場合には、予選初日の前日を謹慎期間の最終日として、選手権大会予選に出場できる配慮をする、
- ② 日本高等学校野球連盟の当該校の指導として、憲章違反行為をした部員が一定の学年であった場合には、当該学年の部員については、当該校「野球部」が選手権大会に出場させないという自主的な措置を講じることを条件として、「野球部」に対する対外試合禁止を科さない、という運用です。

6 前項の運用の改定は、従前の運用の不合理を解決する目的ではありますが、選手権大会の直前の事案とそれ以外の事案とで異なる扱いとなる点で、平等原則に反するものです。

ウ 部員による憲章違反行為に対する措置の問題点と解決方向

- 1 表1の(エ)として、従前と同じ運用は可能としつつ、部員の憲章違反行為が、野球部との関連性が認められるも、関連性が高いと評価されない場合には、(ウ)の措置を可能とする提案です。
- 2 部員の憲章違反行為が、野球部との関連性が認められるも、その内容が、野球部部員の大半が関与した、憲章違反行為が野球部活動を原因として生じた等の野球部との関連性が高いと評価されない場合は、
 - (1) 憲章違反行為をした部員に対して、「注意・嚴重注意」をし、「一定期間あるいは特定の試合・大会への選手登録の停止」の付随的指導とし、
 - (2) さらに、憲章違反行為をした野球部に対して、「注意・嚴重注意」をする、という表1(ウ)の運用を追加します。

(ウ)の措置では、憲章違反行為をしていない部員だけで、大会に参加することは可能と

なり、選手権大会直前の事案に限定せず、合理的な運用が可能となるものです。

3 次の2点については対応が必要ですが、これは以下のとおり別途対応します。

(1) 「一定の期間ないし特定の試合・大会への登録資格の停止措置」は、憲章第26条第4項の「注意・嚴重注意」の付随的指導となります。付随的「指導」の名称で一定の措置を講じることは条項の文言として相当かという点については、「憲章の一部改定の提案」で「指導」を「指導・措置」と変更することで解決をする予定です。

(2) 表1(ウ)に該当する場合と(エ)に該当する場合の判断要素も内規として整備する必要があります。これは、部員の憲章違反行為が、

① 「野球部との関連性が高い場合」-(エ)の場合

② 「野球部との関連性が認められない場合、関連性が認められるも関連性が高いとは認められない場合」-(ア)または(イ)の場合

③ 「野球部との関連性が認められるが、①にも、②にも該当しない場合」-(ウ)の場合のいずれに該当するかの判断基準の問題であり、別途「部員の憲章違反行為と野球部への措置の運用内規案」として提案します。

以上